

プラスチック分別回収事業の実施について

1 趣旨

令和4年4月の「プラスチック資源循環促進法」施行に伴い、本区では昨年度、プラスチック分別回収モデル事業を実施し、協力いただいた地域住民からは、分別回収に対して前向きな意見等をいただいた。

また、7月開催のリサイクル清掃審議会においても、プラスチック分別回収事業の実施について諮問を行い、分別回収を進めることが適当であるとの答申を得た。

このことから、可燃ごみの約15%を占める「プラスチック」を「資源」として回収し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の実現を目指すため、プラスチック分別回収事業を実施する。

2 事業概要

(1) 実施区域

区内全域

(2) 回収対象

プラスチック製容器包装、及び全てプラスチックでできたプラスチック製品

(3) 回収方法

委託

(4) 資源化方法

日本容器包装リサイクル協会への再商品化委託

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和6年度 区民周知（説明会、区報、区HPなど）

令和7年度 事業実施（4月を目途とする。ただし、車両調達や中間処理施設の確保等の課題があることから、具体的な実施時期、及び周知スケジュール等は別途報告する。）